

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道（花園処理分区）

三 事業施行期間

平成二年一月三十日から令和十四年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八十三号、平成十三年埼玉県告示第三百七十三号、平成十六年埼玉県告示第四百四十九号、平成十九年埼玉県告示第九十六号、平成二十二年埼玉県告示第五百十六号、平成二十八年埼玉県告示第三百八十二号、令和元年埼玉県告示第三百七十号、令和三年埼玉県告示第四百十七号及び令和四年埼玉県告示第三百九十三号の事業地に深谷市小前田北字植松、字中原、字西原及び字台、小前田中央字台及び字清水、武蔵野上郷字一本杉、字日影山、字鶴舞、字寺地、字堂山、字濡僧、字亀住、字新屋敷、字僧吟、字釈迦堂、字西番屋、字番屋、字宿池、字宮地、字篠ノ内、字藺平、字五万沢、字塚越、字柳馬場、字竹ノ内及び字大宿、武蔵野上の原上字下宿、字西裏及び字上ノ原、武蔵野上の原下字上ノ原及び字西裏、武蔵野上宿字下田、字餓鬼塚、字上宿及び字新田、武蔵野下宿字東林、字新田、字中宿、字下宿、字松原、字植松、字上ノ原、字上台及び字下台、武蔵野新田字下田、字上宿、字新田及び字中宿、武蔵野流字一本杉、字流、字伊勢領、字櫛引、字的場及び字千蔵寺、武蔵野中宿字中宿、字西裏、字上ノ原及び字新田、武蔵野

東林上字的場、字東林、字下田、字小原、字下宿及び字松原、武蔵野東林下字千蔵寺、字的場、字高木及び字小原地内において事業地を加え、小前田上字諏訪、字上松及び字南町、小前田中字南町及び字本田、小前田下字本田、字南町、字伊勢領及び字宿東、荒川字上宿及び字新井、黒田字下北原、字下南原及び字下反、永田字中居前、字笠替戸及び字田向地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし